

9 特定粉じんの濃度の測定（法第 18 条の 12）

（1）特定粉じんの濃度の測定（施行規則第 16 条の 3 第 1 号）

項目	工場又は事業場の規模	測定回数
石綿	事業者が常時使用する従業員数が 20 人より多い	6 月を超えない作業期間ごとに 1 回以上
	事業者が常時使用する従業員数が 20 人以下	当分の間、行わないことができる

（2）測定方法（施行規則第 16 条の 3 第 1 号）

項目	測定方法
石綿	環境大臣が定める方法（平成元年 12 月 27 日 環境庁告示第 93 号）

（3）測定記録の保存（施行規則第 16 条の 3 第 2 号）

測定結果は、測定年月日及び時刻、天候、測定者、測定箇所、測定方法並びに特定粉じん発生施設の使用状況を明らかにして記録し、その記録を 3 年間保存する。